(仮称)新宿区文化芸術振興基本条例の制定に向けてのパブリックコメントの実施結果について

1 実施期間 平成21年11月25日(水)から12月25日(金)まで

2 実施方法

- (1) 広報しんじゅく11月25日号及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、電子メール、文化観光国際課窓口持参で受付。
- (2) 牛込箪笥·若松·榎町·大久保·柏木·落合第一·角筈·落合第二·四谷の各地域センターと、新宿消費生活センター(戸塚地区)の計10ヶ所で地域説明会を開催し、報告書と条例案の説明を行い、質問や意見を聴取(説明会参加者数113名)。

3 パブリックコメント実施期間中の意見等の件数

計 83件(75種)

(1) 文化芸術振興基本条例の制定の目的・制定内容・制定に向けての進め方に関するもの 18件

(2) その他文化芸術振興施策等に関するもの

65件

内訳 懇談会報告書の内容・周知等 4 件 行政の役割・取組姿勢 3 件 2 件 条例制定後の文化芸術振興の取り組みの考え方 8 件 まちの記憶を継ぐ・活かす、まちの特性・資源 子どもの生きる力と豊かな心を育む・学校との関わり 8 件 情報・ネットワーク 4 件 7 件 活動の支援・助成 文化芸術施設 13件 国際交流 · 多文化理解 5 件 その他の今後の文化芸術振興の取り組みについて 11件

	_	意見	意見に対する区の考え方
1	条例	文化芸術振興基本条例はなぜ必要なのですか。制定の きっかけになったのはどのようなことでしょうか。	区では、基本構想・総合計画にまちづくりの目標の一つとして「文化芸術創造のまち 新宿」の実現を掲げています。この条例は、「文化芸術創造のまち 新宿」をめざす基本的な指針として制定するものであり、「文化芸術の担い手たちが個性を十分に発揮して、自由に活発な文化芸術活動を展開できるまちを実現するための指針」として制定していくものです。
2	条例	条例の制定は、文化芸術を振興していく上で、とても大切なことだと思います。また、条例に規定された文化芸術振興会議についても大いに期待しています。	区としては、この条例の制定を通して、文化芸術の担い手たちが個性を十分に発揮して、自由に活発な文化芸術活動を展開できる新宿のまちを実現していきたいと考えています。また、この条例の制定を契機に、新宿のまちの多彩な力を「新宿力」として結集して、「文化芸術創造のまち 新宿」を実現していきたいと考えています。 文化芸術振興会議については、区内における文化芸術の振興に関する基本的な事項について調査検討を行い、持続的な文化芸術振興について区長に提言を行うための機関として、文化芸術振興基本条例に位置付けていく予定です。懇談会報告書は、「この会議の意見を踏まえ、区長は区政の先頭に立って、文化芸術振興に取り組んでいくこと」を求めており、こうした報告書の内容を踏まえて、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。
3	条例	これまである文化財保護条例等と新たに制定される条例との関係はどうなっていくのでしょうか。また、条例制定後、区は具体的にどのような取り組みを行っていくのでしょうか。	文化芸術振興基本条例は、新宿区における文化芸術活動を体系的・包括的に捉えた初めての条例になります。これまで文化芸術関係の条例としては、文化財保護条例、文化センターや歴史博物館の設置条例等がありましたが、今回の条例は基本条例として、それら全体をカバーするものであると考えます。また、条例制定後の取り組みとしては、多くの方に、この条例の制定を周知するためのリーフレットの作成や条例制定記念事業の実施、新宿区文化芸術振興会議の設置や持続的に文化芸術を振興していくための方策の検討等を行っていく予定です。
4		条例の制定にあたって、行政の文化への関わり方については十分議論されたのでしょうか。議事録を確認してみたい。行政の関与には一線を設けるべきです。一歩間違うと住民を不幸にしてしまう。本来、文化は民衆が牽引すべきで、行政は一歩退いていた方が良い。行政が創造する立場になってはいけないと思います。【2名】	行政の文化への関わり方については、第8回懇談会のテーマである「文化芸術振興と区民・文化芸術団体・学校・企業・区・財団に対する期待・役割」で議論されたほか、各回の検討の中で、繰り返し議論されており、最終的にその取りまとめが、報告書の38頁から40頁、条例素案第3条・第8条(同42~43頁)にまとめられています。 ここでは、まず最初に、各主体の共通の役割・責務として、「文化芸術活動の担い手であることを自覚し、自らの責任の下に、持続的な文化芸術活動を行っていくことが求められています。」(38頁)とまとめられています。そのため、文化芸術の振興にあたっては「区が民衆を牽引する」のではなく、まずは担い手の方々自らの責務で行っていくことが基本であると考えています。 なお、議事録の要旨は区のホームページで確認できます。

5	条例	文化芸術には表現の自由が欠かせないものです。文化芸術振興基本条例には、表現の自由に関する記述はなくて良いのでしょうか。	表現の自由については、憲法第21条に規定された国民共通の権利であり大切なものですので、この条例では、第3条第2項で「私たち区民は、それぞれの文化芸術活動を理解し、尊重し合いながら、文化芸術活動への理解を深め、積極的に文化芸術活動を行うものとする。」と規定して、他者の表現の自由を尊重することを明記しています。
6	条例	報告書には、「新宿力」ということが度々触れられていますが、 懇談会報告書の条例素案には、「新宿力」の記述がありません。 私は「新宿力」という言葉は好きではありませんが、整合性がとれるのでしょうか。	「新宿力」については、区の基本構想・総合計画で、「自然や歴史、文化芸術や経済活動を背景に新宿が蓄積し、培ってきた地域の力」であり、「多様性、先端性を受容する都市としての懐の深さを背景とした新宿に集まる多種多様な人の持つエネルギー」であると示されています。 懇談会でまとめられた条例素案には、「新宿力」という言葉こそ使われていませんが、前文の部分に、「(そこには)自然や歴史、文化芸術や経済活動などを背景として、新宿のまちが永いあいだ培ってきた豊かな地域の力があり、多様性と先端性を持つ都市としての懐の深さを背景とした、新宿のまちに集まる様々な人の持つ、無限に広がる力がある。」と新宿力の内容が表現されています。区としては、懇談会報告書の条例素案の考え方を活かしていきたいと考えています。
7		第2条の「区民」の定義には在勤者等も含まれるということですが、様々な義務が生じるとともに、一方で、新宿区の文化芸術振興に関われるというふうに理解しました。第3条で規定される区民の具体的な役割や行動などについてはどのように考えますか。【2件】	新宿区では、基本構想・総合計画に掲げる「区民」の概念として、「新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々」としています。懇談会報告書では、このような概念を踏まえつつ、新宿区の文化芸術振興には、観客として新宿を訪れたり、区外にいて新宿の文化芸術を支援したりする人々の存在も欠かせないものと考え、それらを含め「区民等」としています(12頁)。また、報告書に示す条例素案では「区民等」を「私たち区民」と定義し、第3条では「私たち区民」がみんなで一緒に新宿の文化芸術を育てていこうという考え方を基本に、「自主的、持続的な文化芸術活動の実施」、「互いの文化芸術活動の尊重」、「地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の保護、保存、継承」、「文化芸術の鑑賞、参加、創造することができる環境の整備」等について規定していきたいと考えてます。在勤者等についても、「私たち区民」の一員として、新宿の文化芸術振興に積極的に関っていただきたいと考えています。
8	条例	第2条「定義」の規定に、なぜ区の職員の役割が盛り込まれないのでしょうか。	区の職員については、主体としての「区」に含まれるものです。「区」の責務を果すため、当然のこととして、区の職員は職務に専念しなければなりません。そのため、職員の役割については、特に規定はしませんが、区の役割を定めることが職員の役割を定めることにつながっていると考えています。ご意見についてはしっかり受け留め、区の職員も十分役割を果していきたいと考えています。
9	条例	第6条「学校等の役割」の規定で、地域との交流について触れていないのはなぜでしょうか。	学校では、スクールコーディネーター制度や、総合的学習で行う地域学習等、既に様々なかたちで地域との交流を行ってきています。しかし、地域との交流は学校だけに生じるものではなく、企業や団体、行政にも共通してあるものです。また、条例については、法文という制約もあり、すべてを条文上に表すことは難しい部分があります。 このような中で、各主体と地域との連携については、「私たち区民」を主語とした上で、第3条基本原則で「・・・他の担い手たちと連携・協力」について規定しています。また、第9条「地域文化等の継承及び発展」、第11条「文化芸術資源に関する情報の収集・提供」、第12条「文化芸術に関するネットワークの整備」等の条項で、各主体と地域との交流・連携について具体的に規定しています。
10	冬	第14条「人材の育成」の規定を設けたことは大変良いと思います。 人材の育成については、様々な分野におけるコラボレーションが大切ではないでしょうか。	人材の育成は、文化芸術活動の活性化や活動の支援、次代への継承等、文化芸術を振興する上で大切なことであると考えます。また、懇談会報告書では、「新宿からの文化芸術を創る・発信する」など5つの取り組みの方向性の中で、「これらを実現するため、文化芸術団体、施設、地域をつなげるためのコーディネート、ボランティアの育成、ネットワーク化が必要」だと提言しており(26頁)、そのための専門的な人材の育成・登用を図るべきだとしています。 これらの点を踏まえ、第14条に規定を置くものです。
11	冬	条例に定める文化芸術振興会議の設置にとても期待しています。 有識者・公募区民・職員等、 お決まりの構成員ではなく、 商店主等、 まちを良く知っている住民等も登用していただきたいと思います。	報告書では、この会議は「文化芸術振興に関する基本的な事項について調査検討をし、持続的な文化芸術振興について区長に提言を行う」と規定されており、今後の文化芸術振興にあたって、区としても文化芸術振興会議について期待し現段階では、振興会議の具体的な委員構成は未定ですが、新宿区の文化芸術振興のための幅広い人材を集めるという提言を踏まえ、検討していきたいと考えています。
12	冬	このような条例は時間をかけてじっくり検討しなくてはいけないと思います。進め方が拙速ではないでしょうか。条例が紙切れにとどまらないよう、手間隙かけてつくるべきです。そして住民が主役であるという視点が大切です。住民も言ったことに責任を持つという姿勢が必要だと思います。	

13	条例	報告書の内容は立派ですが、条例の制定については、政権交代で様々なことが論じられる中で、施行を先送りしても良いのではないでしょうか。また、条例制定の契機となる基本構想・総合計画は、区民会議の意見が反映されていますので、区民会議メンバーにも意見を聴いてはいかがでしょうか。	条例の検討については、平成20年12月に「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会」を立ち上げ、21年10月までの間に計10回の懇談会を開催しました。この間、区内の文化芸術団体約740団体にインタビュー及びアンケート調査を実施しましたが、この中には区民会議のメンバーであった方も含まれています。また、区政モニターに対するアンケートや、投書葉書付リーフレットによりご意見まいただき、検討過程にも反映してきているほか、条例素案を含む懇談会報告書については、(案)の段階で、懇談会自ら、1月間、区民意見の聴取も行い、その内容も反映され、区長に提出されたものです。 区としては、このような幅広い意見を踏まえて作成された報告書を尊重し、条例については、予定どおり平成22年4月施行をめざしてまいります。
14	条例	文化芸術といっても、多様でありすぎて捉えどころがないという部分もあります。どこにポイントを置いていくのかが大切です。みんなが満足するのは無理だと思います。新宿区の特色も出していく必要があります。条例をどう使っていくかという視点が大切ではないでしょうか。	文化芸術には、ご意見のとおり、演劇・音楽・伝統芸能等、多くの分野があり、様々な担い手がいます。また、懇談会報告書のサブタイトルが「私たちで取り組む文化芸術創造」となっているように、新宿区の文化芸術振興は、行政だけで振興するものではなく、区民・文化芸術団体・学校・企業・区等、文化芸術に関わるすべての主体が、「私たちみんなで」取り組んでいくことが大切であると考えていまず条例における新宿区の特色の打ち出しとしては、「私たち区民が文化芸術を振興していく上での基本原則」(第3条)、「公共的空間等の活用」(第13条)、「多文化共生の推進」(第15条)が地域性を反映したものだと考えています。条例制定後の取り組みについては、、リーフレットやイベントなどにより、条例の周知を図るとともに、各主体との連携・協力の下、区の特色を生かした文化芸術振興施策が総合的かつ持続的に行われるような取り組みを進めていきたいと考えています。
15	例	報告書の提言には、まちづくりや景観などのような大きなテーマも含まれています。しかし、条例を制定しても、行政の体制のなかで、所管課だけで完結するような結果であったら意味がありません。行政の縦割りを打破し、継続性を重視した体制づくりができるような、力強い宣言をしていくべきだと思います。	この条例に基づく施策の推進にあたっては、全庁的に取り組んでいくことが大切であると考えています。そのため、条例素案と今後の取り組みに対する提言が書かれた報告書については、すべての部・課・学校に配布し、周知してきています。また、条例第17条では、文化芸術の振興に関する施策が総合的かつ持続的に行われる仕組みとして、文化芸術振興会議の設置(39頁)も規定していきます。このような、新たな仕組みづくりを通して、総合的かつ持続的に、力強く文化芸術施策を推進していきます。
16	条例	若松地区にある韓国学校では、韓国の文化遺産を展示したり、日本の伝統文化を体験したり、子どもの頃からアジアの伝統文化を吸収しようという試みがあります。日本の学校は、英語教育など欧米には関心があるが、自国や隣国の文化をどれだけ知っているのか。文化芸術体験と学力向上は矛盾するものではないと思う。多文化共生の取り組みについては、条例第15条だけでしょうか。	条例では文化芸術の振興全般について触れる必要があり、また法文という制約もあるため、多文化共生の取り組みについては、第15条の規定のみとしています。しかし、「異なる歴史文化を分かりあうことや国際理解を進めること」の必要性については、前文でも触れていますし、報告書にも「区内の国際機関や大学・専修学校等の留学生との連携を深めることで、地域内での文化交流を進めること」という提言があり(27頁)、こうした条例の考え方や提言を踏まえ、しっかりと取り組んでいきたいと考えます。
17	報告書の内容・周知等	この懇談会報告書は、一人でも多くの区民に読んでもらうべきです。何部印刷し、どこに配布しましたか。また、懇談会委員と区民のディスカッションなどもした方が良いと思います。各主体の役割等も分析的に書かれていますが、専門家の意見ばかりでなく、一般区民の理解・支援が得られるかどうかが大切ではないでしょうか。	懇談会報告書は、2,000部を印刷し、図書館・文化センター・生涯学習館・歴史博物館等の文化施設、特別出張所や小・中学校、区内の文化芸術団体や文化芸術系の大学や専門学校等、都内の各自治体にも配布したほか、地域説明会を含め、一般の希望者にも配布しています。 懇談会については既に終了しており、区民と懇談会委員との意見交換は予定していませんが、報告書作成にいたるプロセスの中では、アンケート調査、投書はがき付リーフレット、報告書(案)段階での区民意見の聴取等も行い、区民の意見は懇談会で反映できているものと捉えています。さらに区としても、今後、報告書と条例の内容をコンパクトにまとめたリーフレットの作成や条例制定記念事業等も行い、より多くの区民の方の理解、支援が得られるように努めていきます。
18	報書内・知	懇談会報告書の内容は多岐にわたり、極めて詳細に記述されています。多くの人が手にとって、わかりやすいものがあれば良いと思います。	懇談会報告書は、ご意見のとおり、多岐にわたる内容が書かれており、分量も膨大なものとなっています。一方、文化芸術振興基本条例については、法文の形式をとるため、簡潔な表現にならざるをえません。そのため、条例制定にあわせて、多くの皆さんに手に取ってもらえるわかりやすいリーフレット等を作成し、報告書と条例の内容を周知していきたいと考えています。
19	報告書の内容・周知等	報告書の内容は、情報の収集が足りないように思います。例えば、多文化共生の分野など、セッションハウスのような優れた取り組みを行っている団体が紹介されていません。豊富な情報を整理してイメージしていくことが大切です。現状把握にとどまり、メッセージが届いてこない感じがします。	懇談会の検討にあたっては、区内の文化芸術団体や施設について、その全体像をはじめて明らかにしてもらうとともに、文化芸術の担い手や区民の声の把握にも努めていただき、その内容が報告書に記載されています。また、区内にあるすべての文化芸術団体が記載されているわけではありませんが、資料編には、インタビュー調査(ご意見としていただいたセッションハウスも含む37団体)、アンケート調査(約700団体)のほか、区政モニターへのアンケートや、投書葉書付のリーフレットに対する意見、区内の文化芸術施設8ヶ所の施設見学の状況等についても記載されており、広範な情報収集の中で取りまとめられた報告書であると考えています。そして、「文化芸術創造のまち新宿」の実現に向けて、「『私たち』で取り組む文化芸術創造」というメッセージ性のある考え方についても、まとめていただいたところです。区としては、今後、リーフレットの作成や条例制定記念事業等を通して、多くの文化芸術の担い手に、報告書の内容をしっかりと伝えていきたいと考えています。
20	報書内・周等	懇談会報告書には、文化芸術団体へのインタビューやアンケート調査は掲載されていますが、一般区民等へのアンケートはしなかったのでしょうか。	一般の区民の方の意見聴取については、区政モニターへのアンケートと投書葉書付リーフレットにより行いました。その内容については、懇談会での議論に反映するとともに報告書にも掲載しました(101~103、110頁)。

21	行政の役割・取組姿勢等	各主体の役割や領域をまず決めておいて、それぞれの活動や努力によってしか、発展や継承が期待できないような印象を受けます。これが、区が考えている協働というものなのでしょうか。本来の協働は互いが対等に連携・協力し合うことだと思うのですが。	この条例の検討にあたっては、多くの区民や文化芸術団体等の意見も聞く中で、公募区民・文化芸術団体・学校・企業・区等、文化芸術に関わる幅広い主体に1年をかけて検討していただいたものであり、まさに協働のプロセスの中で検討されてきたものであると捉えています。 懇談会報告書のサブタイトルにもあるように「『私たち』で取り組む文化芸術創造」ということを念頭に置いて、報告書の全編は作成されています。 このような中で、まずは文化芸術に関わる各主体が自ら主体的な役割を果たした上で、互いが尊重し合い、対等に連携・協力することで、これからの文化芸術の振興がなされていくものと考えています。 また、そのような趣旨から、条例については第3条の基本原則で「自主性」・「相互理解」・「連携・協力」について規定していきたいと考えています。
22	の役 割・ 取組	各自治体で条例制定が流行っているようですが、行政の 仕事を増やすと、行政が、本来、目配りすべきところが疎か になるのではないでしょうか。検討のプロセスを重視すべき で、説明会だけでな〈誰でも参加できるような議論の場が重 要だと思います。	この条例の制定に向けた懇談会での検討にあたっては、文化芸術団体へのインタビュー・アンケート調査のほか、投書葉書付リーフレットの作成や報告書(案)の意見聴取も行われており、区内施設を見学・訪問する中では、施設職員との意見交換等も行われています。また、公募区民・文化芸術団体・学校・企業・学識経験者・区等で構成された懇談会では活発な議論が行われており、区としては、検討のプロセスを大切にしてきていると考えています。
23	行の割取姿等	これからの新宿区の文化芸術振興の窓口・コーディネートは、文化観光国際課が行うと考えてよいのですか。	文化芸術振興の取り組みの方向性の中では、歴史や文化、子どもや教育、まちづくりや景観など、様々なテーマを内包しており、それぞれに担当組織がありますが、区における文化芸術振興の総合的な窓口は、地域文化部文化観光国際課が担当いたします。 また、区民、文化芸術団体、企業等のコーディネートについては、文化観光国際課や、生涯学習財団と文化・国際交流財団が統合してできる新たな財団が連携して推進していくほか、各主体の自発的な活動にも期待したいと考えています。
24	制定後の文化芸術	条例施行後、区オリジナルのアクションプランに期待しています [2件]。 また、地域別のプランがあっても良いと思います。	公募区民、文化芸術団体・学校・企業の代表、学識経験者、区職員等、文化芸術に関わる幅広い主体が1年間をかけて、新宿区における文化芸術の振興について検討してきました。その集大成が懇談会報告書であり、その中には文化芸術を振興していくための具体的な28項目の提言が盛り込まれています。ご意見をいただいたアクションブランについては、懇談会では、「提言を着実に実現していくための継続的かつ不断な実践を区と各主体がともにしていくことが、これからの新宿区の文化芸術振興の方向性であり、民の力で多彩な文化芸術が花開いた新宿区では、行政計画による数値目標とスケジュール管理による文化芸術の振興を考えるべきではない。」との議論がなされ、報告書の「おわりに」にもそのような考え方が示されています(45頁)。報告書を踏まえ、条例第16条に文化芸術振興会議の設置規定を設け、また、報告書を踏まえ、条例第16条に文化芸術振興会議の設置規定を設け、また、報告書を祭例の内容を実現するための具体策を含む解説書と位置付け、掲載された提言を実現していくことで、文化芸術の振興が図れると考えています。文化芸術に関する地域別ブランについては、区の総合計画の「地域別まちづくり方針」に文化芸術を切り口とした記載が既にあります。これを踏まえ、縦軸としての歴史や時間、横軸としての地域や空間という視点も大切にしながら、文化芸術振興を図っていきたいと考えますので、改めて地域別ブランを策定する予定はありません。
25	制定		懇談会報告書では、「文化芸術を振興する上での基本的な視点」として、「持続的・継続的な取り組みとして、文化芸術を振興していける仕組みや枠組みを構築」していくことが求められています(12頁)。また、条例第3条の基本原則にも、持続的・継続的に文化芸術を振興していくことを規定する予定です。 今回の条例の施行は、ゴールではなく、「私たちで取り組む文化芸術創造」のスタートであると考えています。区に提出された報告書の内容をしっかりと受け留め、区民・文化芸術団体等の各主体とともに、持続的・継続的に文化芸術振興に取り組んでまいります。
26	5		懇談会報告書では、文化芸術振興の基本的な考え方として「歴史や時間を縦軸に、空間や地域を横軸に置き、まちの歴史を担ってきた文化や芸術を、未来に向けてつなげていくことが大切だ」と述べられています(11頁)。そして具体的な取り組みの方向性としては、「まちの記憶を継ぐ・活かす、まちへの愛着と誇りを育てる」というテーマの中で、「新宿のまち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり」などが提唱されています(17頁)。このような提言を踏まえ、地域の文化資源の顕在化とネットワーク化を着実に行ってまいります。
27	まちの記憶	新宿の歴史は、江戸時代の宿場町に端を発する流れと、明治時代の新宿駅開業以来の盛り場の発展の流れ、この二つのながれが新宿の成長の源となっていると思います。このような新宿発展の通史を整理して、誰にもわかりやす〈発信してい〈ことが必要ではないでしょうか。	新宿のまちには、古代から近現代まで育まれてきた豊富な「まちの記憶」、「土地の記憶」があります。このような新宿のまちの持つ豊かな記憶については、これまでも歴史博物館の常設展示や区内の文化歴史資源を紹介するガイド本「新宿文化絵図」等を通して、整理・発信してきたところです。また、懇談会での検討にあたっても、あらためて、「まちの記憶」、「土地の記憶」の内容を確認し、報告書の中でも、「文化芸術振興の取り組みの方向性」として、「まちの記憶を継ぐ・活かす」と、「まちへの愛着と誇りを育てる」ことを取り上げ、「豊富な歴史・文化資源の情報の収集・整理・発信を行うためのアーカイブづくりと情報のネットワーク化」について提言がなされています(17頁)。こうした提言を踏まえつつ、今後、区としては、歴史博物館を中心に、生涯学習財団・地域・大学・博物館等と連携し、まちの記憶の収集・整理・発信を行っていきたいと考えます。

28	ち	富久町に住んでいた小泉八雲に関するイベントを地区協議会で開催した際に、区の後援をもらいましたが、多くの区民は新宿区と八雲との関係を知りません。地域の文化財や史跡に関し、周知が不足しているのではないでしょうか。また、発信の方法にも工夫が必要だと思います。	新宿区は、小泉八雲をはじめとして、200名を超える文学者・芸術家が活躍したまちです。区では、これまでも、「新宿文化絵図」や「落合の追憶」等の刊行物、観光マップ、ホームページなどを通して、こうした文学者・芸術家の足跡を掘り起こし、発信してきています。また、懇談会報告書では、区内の史跡や実物遺産などをトータルに紹介していくため、「まち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり」等についても提言をいただいていますが、こうした「まちの記憶」、「土地の記憶」を掘り起こし、発信し、継承していくためには、区のみならず、区民・文化芸術団体等、それぞれの主体がその役割を果たしていくことが大切であると考えます。このような視点に立ち、しっかりと「まちの記憶」、「土地の記憶」を掘り起こし、発信していきたいと考えます。
29	5 0 0	昔、新宿武蔵野館などで、良い映画をたくさん鑑賞しました。最近は、新しい文化が次々でき、そこにばかり注目が集まります。しかし、昔からある良い文化は忘れ去られているように感じます。コマ劇場などもなくなりました。歴史や文化をどう残していくか。難しい問題だと思います。	懇談会報告書では、文化芸術振興の基本的な考え方として「時代時代の中で、多くの人々が活動してきた新宿のまちには、まちの歴史を担ってきた文化や芸術があり、こうしたものを未来に向けてつなげていくことが大切です。」と述べられています(11頁)。文化芸術の中には淘汰されていくものもあると思いますが、新宿の持つ歴史や時間を縦軸に、空間や地域を横軸に置き、「まちの記憶」をしっかりと受け継ぎ、次代に向けて活かしていくことが大切であると考えています。
30	ち	江戸時代から知られた大久保のツツジは、地元・新宿では 消滅していましたが、館林市に株分けされたものが残っており、里帰りとして寄贈されました。 こういう土地の記憶をきちんと保存管理していくことが必要です。	懇談会報告書の中では、「まちの記憶を継ぐ・活かす」といった文化芸術振興の取り組みの方向性について、「豊富な歴史・文化資源の情報の収集・整理・発信を行うためのアーカイブ」や、「フィールドミュージアムづくり」、「歴史・自然に配慮した景観形成」等についての提言がされています(17頁)。 大久保のツツジのように、かつては地域の特色として広く知られていたものが、時代の中で失われていったという事例がある中、報告書の提言を踏まえた取り組みをしっかりと進めていきたいと考えています。
31	ょちの記	落合地域での文化資源の掘り起こしや活用等の取り組み、文化芸術振興会議の設置と提言実現に向けた意気込み等、懇談会報告書の内容や今後の取り組みの方向性については、よく理解できますが、残念ながらまだ現実とのギャップがあると感じています。落合で言えば林芙美子記念館はまだ地域でも十分知られていませんし、日立目白クラブ・目白聖公会・舟橋聖一旧居など、素晴しい資源が非公開となっています。もっと地域と連携して知恵を出していくべき	文化芸術の取り組みの方向性としての「まちの記憶を継ぐ・活かす、まちへの愛着と誇りを育てる」というテーマは、とても重要なことだと考えます。各地域の文化芸術資源を可視化・顕在化し、有効な活用を図っていくためには、地域の協力も得て文化芸術資源の掘り起こしをしていく必要があります。報告書では、「各地域の文化芸術資源の情報の収集・整理・発信のためのアーカイブづくりと情報のネットワーク化」について提言があり(17頁)、今後は各特別出張所等にも働きかけ、地域の皆様の知恵もお借りして取り組んでいきたいと考えています。
32		歴史博物館は、前面道路の石畳舗装などは良いが、館内は堅すぎて一般には面白みに欠けます。 映像コーナーや喫茶コーナーがあれば良いと思います。	歴史博物館には、有史以来の新宿区の歴史資料を収集・保管・公開するという 基本的な機能があり、収蔵庫・展示室の温湿度・虫害防止等の管理機能も持た なければなりません。限られた施設面積の下、このような施設機能が求められる 中で、これまでも来館者に親しまれ、繰り返し訪れたくなるような仕組みとして、中 庭の庭園の公開、ミュージアムショップの充実、講堂の貸出、各種講座の実施等 を行ってきているところです。ご意見については、指定管理者である生涯学習財 団にもしっかり伝えてまいります。
33	ち	生涯学習財団主催の史跡・名所めぐりに参加しましたが、一回限りの企画で、散会したら終わりという感じで、まちの記憶の継承という点からは効果が弱い気がします。シリーズ性をもたせ、継続して参加し、企画立案にも参画できるような取り組みが必要なのではないでしょうか。	区内の数多い史跡や名所は、新宿の歴史を担ってきた貴重なまちの記憶です。これらの資源を活用するため、区や財団、NPO団体等が様々な見学会やまち歩きツアーを実施しています。 ご意見を頂いた生涯学習財団では、歴史をテーマとした「歴史・文化探訪」と、まちの文化・観光資源をテーマとした「新宿ぶらり散歩塾」を各4回ずつ開催しています。それぞれ基本的には一回で完結する企画ではありますが、区内各地域のバランスや時宜を得たテーマ等に配慮して企画しています。また、解説は、区民の方による史跡ガイドボランティア等があたっており、企画・運営の一部も歴史博物館の学芸員と共に行い、区民が参画できるしくみとしています。
34	· 学	子どもたちに文化芸術に興味を持ってもらうことはとても難しいことです。育成会やボランティアでそのような活動に携わっていますが、子供たちが、中々、興味を持つに至りません。「本物の舞台」というのは子ども向けではない場合が多いと思いますが、まずは、保護者に関心を持ってもらう、特に母親に文化芸術を楽しんでもらうような機会が大切だと思います。	大人向けの文化体験プログラムを実施してきています。また、文化芸術振興基本 条例の第9条には、子どもの豊かな人間性を育むための文化芸術振興に関する 規定も置いていきたいと考えています。そして、子どもたちが文化芸術に興味を
35	子ど*	が、様々な文化芸術を鑑賞し、体験することは・・・、大きな 意味を持っています。」とありますが、文化芸術の担い手とな	懇談会では、「子どもたちの感性を磨き、表現力を高め、創造力を伸ばす等、生きる力と豊かな心を育む上で、文化芸術には大きな役割が期待される」ということを基本とした上で、「文化芸術は一時代や一過性のものではなく、次の世代へと継承していくものであり、このような文化芸術の継承の担い手となる子どもたちは、様々な文化芸術に触れることが重要である」との検討が行われました(19頁)。「文化芸術を継承する担い手となる子どもたち」という概念については、子どもたちすべてが、その担い手になり得るという考え方に立つものであり、文化芸術に関っている子どもたちだけを指すものではないと考えています。
36	」 と +	新宿区の場合、地域に根ざした文化芸術活動が希薄だと感じています。学校の音楽鑑賞授業でも、複数校がホールに集まって鑑賞するだけですが、他の自治体では、様々な芸術団体が学校に出向いてワークショップ等を行ったりしています。	「新宿区教育ビジョン』には、児童生徒が「本物の美術作品に触れる機会を増やす」、「地域性も念頭に置いた伝統文化体験の機会を持つ」ことが掲げられていますが、一方で、学校の現場は学力向上に対する期待から、限られた時間内で多様な文化芸術体験の機会をつくることが難しくなってきています。 区としては、この条例が施行される中で、区内の文化芸術団体の活動を可視化・顕在化し、ネットワーク化を図っていくことで、学校での文化芸術体験に参加・協力してくれる団体が増えていくことを期待しています。また、区・財団として、ネットワーク化に向けての役割も果たしていきたいと考えています。

37	子も・学校	学校の教員の方々も関心があると思いますが、平日の日中に説明会を行うのでは、参加できません。学校や教育委員会への周知・説明が必要ではありませんか。	この報告書については、区立小中学校及び幼稚園すべてに配布したほか、12 月の定例校園長会でも周知・説明を行い、学校の教職員にも周知するよう、校園 長への依頼も行っています。
38	子も・学	小学校からの依頼で、昔の地域や生活の話をする機会がありましたが、戦前の暮らしや教育などについては、そのままお話することが妥当かどうか、とても困りました。特に大久保地区は、外国人の子どもも多い。歴史を伝えていくことの難しさ、特に昭和史の難しさを実感しました。	地域の方が学校でお話をする場合、ご意見のようなこともあると思います。歴史等については時代時代の評価もある中で、事前に学校長や担当教員と話す内容について相談や打合せをしていただ〈ことが大切だと思います。
39	子ども・学校	区の協働事業提案制度による「東郷青児美術館での小・中学生との対話型美術鑑賞」は、今まで敷居が高かった美術館の壁を外した試みで、子どもたちも大変良い反応を示しています。今後も続けてほしいです。	この休館日を利用した対話型鑑賞会は、東郷青児美術館の提案により開始されたもので、子どもたちの対話型鑑賞教室のほかにも、区民の美術解説ボランティアの養成の意味も持つ事業となっています。区民や子どもたちが常時、身近に接することができる美術館として、こうした東郷青児美術館や東京オペラシティアートミュージアムの存在は大きいと思います。協働事業提案制度は2年間を期間とした事業ですが、引き続き、このような区内の様々な施設と連携・協力していくことは大切なことであると考えています。
40	ども・	小学校での演劇鑑賞が以前に比べかなり減っています。 芸術の鑑賞は、子どもの感受性を高め、マナーを学ぶ上で、 必要なことだと思います。そして、良いものを鑑賞することも 大切ですが、どこで、誰と鑑賞するかということも重要な要素 です。小さい作品でも、身近な地域の中で、積極的に鑑賞の 機会を設けてほしいと思います。学校教育との関わりもあり ますが、どのように考えていますか。	子どもと文化芸術の関係については、第5回の懇談会でも集中的に討議していただき、「子どもの生きる力と豊かな心を育む上で、文化芸術の果す役割は大きい」との検討結果をまとめていただきました(19頁)。 また、新宿区教育委員会が平成20年度に策定した「新宿区教育ビジョン』でも、文化芸術体験を重視することが掲げられていますが、一方、学力向上に対する保護者の期待も大きく、限られた機会の中で各分野の文化芸術に触れ合うことは難しい現状があります。このような中で、各校で精選したものを実施するとともに、保護者と価値観を共有していくことも大切であると考えています。
41	子ども・学校	「学校の取り組みへの期待と難しさ」(21頁)という点に関して、学校の捉え方、子どもを取り巻く教育環境の変化ということについてはどのように考えますか。	新宿区教育委員会が平成20年度に策定した「新宿区教育ビジョン』には、児童生徒が「本物の美術作品に触れる機会を増やすこと」、「地域性も念頭に置いた伝統文化体験の機会を持つこと」が掲げられています。しかし一方で、保護者等からの学力向上に対する期待が高まっているという状況があり、限られた時間数の中で様々な文化芸術に触れる機会を増やしていくことは難しい実情もありま懇談会報告書の中では、こうした学校の実態を捉えて、「教育ビジョン』に書かれた「学校教育における区内美術館や能楽堂等を活用した美術鑑賞、伝統文化理解教育等の推進」、「文化芸術団体・学校・施設・地域をつなく文化面からのコーディネートの実施」について提言がされています。今後はこうした提言を踏まえて、文化芸術に関わる各主体の連携を強めるとともに、各学校が「教育ビジョン」の趣旨を踏まえて、しっかりと取り組んでいくことが大切だと考えます。
42	情・ネトーク	新宿ほど多様なものが集積するまちはありません。資源は山ほどあると思います。文化芸術に関する産業を起こすとか、いろいろな展開が想定できますが、それらを動かしていくプロデューサーが必要だと思います。	想談会報告書では、区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団等、多様な主体をつなぎ、コーディネートやネットワーク化を図ることの大切さが、繰り返し、述べられています。そして、区や財団の役割・責務として、各主体のコーディネートやネットワーク化を進めることを求めています(39頁)。ご指摘の文化芸術資源を動かしていくためのブロデュースについては、区と財団が連携して、このようなネットワークを構築する中で、その役割を果たしていきたいと考えています。
43	トワ	条例制定で終わってしまい、具体的な行動が伴わないのはまずいと思います。例えば漱石公園のリニューアルをとってみても、地域ですら知らない人が少なくありません。インターネット等で漱石公園は評判が良い中で、地域の人たちにより関心をもってもらうのが大切ではないでしょうか。【2名】	条例制定後は、懇談会報告書にもあるように、区内各地域の史跡や文化財、様々な文化芸術活動について、ホームページ等を活用して、可視化・顕在化していくことが大切であると考えます。また、報告書でも繰り返し述べられているように、コーディネートとネットワーク化の構築について、しっかり取り組むほか、各特別出張所等とも連携しながら、地域の方に、まちの文化芸術資源を知ってもらえる取り組みを進めていくことが大切であると考えています。
44		イベントなども、同じようなプランを持つ人や団体があるはずです。区内で行われるこのようなイベントや計画をどのように関連づけていくのか、難しい問題だと思います。都や他の自治体、民間など、様々な連携が必要です。区はこれらをつなげるような機能を負うべきではないでしょうか。	今回の条例制定に向けた検討作業を通じて、はじめて新宿区内の文化芸術活動の全体像の把握が行われました。その結果を呈示した懇談会報告書の意義は大きいと思っています。今後は、これら区内で展開される文化芸術活動を可視化・顕在化していくとともに、活動をつなげていくようなコーディネートとネットワーク化の構築を進めていく必要があります。そのためにも、報告書に盛り込まれた28項目の提言を着実に実現していくことが大切だと考えています。
45	>援・助	文化芸術振興には、「場所」と「お金」のことが欠かせないと思います。基金や補助金についてはどのように考えていますか。国の事業仕分けで文化芸術予算が削減されていることに憂慮しています。無から有を創り上げる芸術には、ある程度パトロンが必要となります。小劇団の団員などは、アルバイトと舞台の両立で厳しい創造環境となっています。観光や地場産業なども含め、基金と連動したダイナミックな仕組みづくりが期待されます。【2件】	文化芸術団体に対する調査では、多くの団体から活動・発表・発信する場の継続的な確保等についての意見が寄せられています。このような中で、懇談会からは、多岐にわたる文化芸術活動に対する支援としては、個別の団体に対する運営助成よりも、多くの団体の活動がより活性化される活動場所の確保等、共通の基盤を整備することや、持続的な活動に寄与する枠組みをつくっていくべきとの提言をいただきました。区としては、こうした懇談会の提言を基本に置き、活動支援の方策を検討してまいります。
46	支援・助成	芸術を志す者は独立心というか、行政に頼らない姿勢も必要だと思います。 認められるまでは時間がかかるものです。	想談会報告書では、区民や文化芸術団体等、各主体に共通する役割・責務として、「文化芸術活動の担い手であることを自覚し、自らの責任の下に、持続的な文化芸術活動を行っていくことを求めています。」と述べています(38頁)。また、このことを受けて、条例には、自主的・持続的に文化芸術活動を行うことを定めていきたいと考えています。
47	援	20年前より、区との協働の先駆けとして、まちの記憶の掘り起こしを行い、その成果が「落二コミュニティ文庫」に結実しました。このような地域コミュニティ団体には、区の財政的援助が不可欠です。この条例の施行でどのようになるのでしょうか。	

48	支援 -	染色をされている方から、助成が少ないので創作活動ができないという話を聞きました。音楽家や芸術家もそうでしょうが、報告書の提言にある支援・助成というのは、個々の事業者や芸術家に対するものなのでしょうか。	現在、新宿区では、文化芸術団体に対する支援・助成は、「協働事業提案制度」や「新宿区NPO活動資金助成」、「活動情報の紹介・発信」や「後援・共催名義の活用」等により行っています(66頁)。 そして、こうした支援・助成のしくみにあわせて、懇談会報告書では、「区民や文化芸術団体等の活動支援や活動基盤の強化のための新たな仕組みづくり」について提言がなされています。
40	助成		また、文化芸術団体へのアンケート・インタビュー調査等の中では、多くの団体から、持続的に活動・発表・発信の場を求める意見等が寄せられています。多岐にわたる文化芸術の担い手に対する助成のしくみとしては、個別の団体に対する運営助成という方法ではなく、多くの団体の活動がより活性化される活動場所の確保や共通の基盤を整備する方向で検討していきます。
49	支援・助成	報告書には、過去の遺産の継承や、名を遂げた人の顕彰 について述べられているが、若いアーティストの養成という 視点が希薄なのではないでしょうか。	懇談会報告書では、若手のアーティストによる「プロとアマをつなぐ芸術家・芸能 実演団体等によるアマチュア活動の指導の推進」(27頁)や、「文化センターの20 代・30代への認知度を高める」(36頁)ことも提言されています。区としては、こうした提言をしっかりと受け留め、今後の施策展開に反映していきたいと考えています。
50	助	区の文化芸術振興の取り組みについて、国まで上げることはできるのでしょうか。外国では、芸術家の主張や権利はもっと手厚〈守られています。アメリカの芸術家ユニオンなどは、大変力があります。特に若手アーティストへの支援、正当な評価や権利が与えられていません。年金や保険だけをとってもそうです。	芸術家の権利については、現段階で区として考え方をまとめたり、国に陳情するようなことは考えておりませんが、新宿区では、社団法人日本芸能実演家団体協議会と「新宿区における文化芸術振興に関する協定」を締結し、文化芸術活動について連携しております。同協議会は、著作権や福利厚生など、芸術家の権利に関する活動に取り組んでおりますし、今回の懇談会にも委員として加わっていただいていますので、ご意見については伝えてまいりたいと思います。
51	文化芸術施設	文化センターに関する報告書の分析と提言については、遅きに失したように思いますが、いろいろな提言が盛り込まれているので、今後に期待します。	懇談会報告書にもあるように、文化センターに関しては、文化芸術団体や区政モニターへのアンケート調査でも、クラシック中心主義や登録団体制度などについて、様々な意見が寄せられています(35頁・112頁)。これらの意見や報告書の7つの提言(36~37頁)を踏まえ、今後、しっかり取り組んでまいりたいと考えています。
52	化芸	文化センターは、アクセスが不便で新駅ができても案内看板が不十分です。また、雰囲気が地味でレストランも質が低く、舞台を観に行く楽しみ、ワクワク感が湧いてきません。今日何をやっているのか一目でわからないし、月間表示も小さくわかりにくい。主催事業も特定な分野に傾き過ぎで、特にポップスや演劇など若い人たちの志向には応えていません。休館して改修工事を行いましたが、どこが改善されたのかわかりません。[2件]	文化センターについては、区政モニターへのアンケートや文化センター登録団体との懇談会等でも同様の意見をいただいています(35・108頁)。ご指摘の案内看板については、副都心線開業時に増設を行いました。また改修工事については主として老朽化した舞台照明を一新したほか、外壁の補修、屋上の防水、ロビー、ホワイエやトイレの改善等も行いました。現在、文化センターの施設の管理運営や主催事業の実施については指定管理者制度を導入しておりますので、ご意見は指定管理者である新宿文化・国際交流財団にしっかり伝えてまいります。また、懇談会報告書の中でも、「ホールや文化センターに蓄積された強み等を活かしたイメージ・発信力の強化」をはじめとする7項目の提言をいただいていますので、今後の文化センターの運営に活かしていきたいと考えています。
53	文化芸術施設	文化センターという施設名は、堅いし、古臭いように感じます。ネーミングライツというのも一つの方法かもしれないし、質の高い文化芸術を上演しているのだから、もっと相応しい名称もあるのではないでしょうか。[2件]	想談会報告書では、今後の文化センターのあり方として、『文化芸術創造のまち 新宿』のメッセージを発信し続ける施設、 区内の多くの文化芸術施設を元気づけ、活力を与えるような、区内の文化芸術活動を象徴する施設、また、あり方実現に向けては、「ホールや文化センターに蓄積された強み等を活かしたイメージ・発信力の強化」という提言をいただきました(36頁)。 提言の中では、「メディアやネーミングライツを利用することでイメージや発信力を強化する」ことにも触れられています。ネーミングライツに関しては、特定の団体等のイメージと結びつくことで、区や施設にとってデメリットとなる場合もあるため、慎重に検討していく必要もあると考えますが、懇談会の提言をしっかりと踏まえ、文化センターのイメージアップにつなげていきたいと考えています。
54	文化芸術施設	文化センターを文化芸術の拠点として位置づけていますが、例えば、埼玉県のさいたま芸術劇場のような展示やワークショップ型の拠点施設があってもよいのではないでしょうか。	新宿区文化芸術の振興に関する懇談会からは、これからの文化センターのあり方の一つの方向性として、「より多くの区民や団体に、多様な文化芸術鑑賞や参加・協働の場として活用される施設、であるべきとの提言をいただきました。また、あり方実現のため、「開館時の施設利用方針の緩和・見直し」をはじめとする7つの提言もいただいています。 開館30年を経る中での、施設の老朽化や大ホールを中心とした構造的な制約等もありますが、提言(36~37頁)をしっかりと踏まえ、文化芸術団体に対する準登録制度の導入に向けての利用条件の見直しや展示室の活用促進等についての検討を進め、これからの文化芸術振興の拠点としていきたいと考えています。
55	文化芸術施設	区の文化芸術施設の利用基準の緩和については、どのように考えていますか。優れた団体が区内で活動することは、区民にとって素晴しいことです。利用料金や連続使用などについて基準の緩和が必要だと思います。	懇談会報告書の中では、「インタビュー調査等によれば、文化芸術団体の活動・発表の場、練習・稽古場が不足している。こうしたニーズに的確に対応していくことが必要である。」(35頁)という指摘がされています。区の文化芸術施設は、区民のための施設であるという前提を踏まえつつ、多様な文化芸術の担い手の活動により、新宿のまちの文化芸術がより活性化できるよう、利用基準を緩和する等、検討していくことが必要であると考えています。
56	文化芸術施設	稽古やリハーサルを一般公開するという条件で、利用条件を緩和するような、トレードオフのシステムも考えられるのではないでしょうか。	文化芸術団体へのインタビュー調査では、「活動の場・発表の場が欲しい」という意見のほかに、「団体の力を活かしてほしい、区民と団体をつないでほしい」といった意見もあります。ご意見としていただいた「稽古やリハーサルの一般公開」は普段触れることの少ない文化芸術の機会の提供の一つであるとも考えます。そのため、施設の利用条件を見直す際の検討要素の一つとさせていただきます。

	文ル	文化センター・図書館・歴史博物館等、文化施設はすべて	中央図書館や文化センター等、新宿区の文化施設は開館以来かなりの年数を
57	化芸術施設	アクセスが悪〈不便です。庁舎建て替えなどの際は、複合施設にする等して、文化施設を利用しやす〈してほしいと思います。	とあわせて、時代時代の中での利用者ニーズについても十分に検討し、その機能を考えていくことが必要です。いただいたご意見については、今後の施設の更新等の際の参考とさせていただきます。
58	化芸	新宿区には、世田谷区や杉並区のような拠点となる劇場がありません。文化センターはあくまで多目的ホールであり、コンサート以外の使い勝手は良くありません。民間の小劇場や、閉校の活用等はしていますが、やはり拠点となる専門劇場があれば、条例の内容に沿った展開で可能になると思います。	文化センターは、音楽・演劇・バレエ等、多目的文化施設としてつくられたホールです。また、「月の前半は区民の文化活動、後半はクラシック音楽を中心とした一般利用に供する」ことを、開館時の施設の利用方針として持ち、現在まで、概ねそのような使われ方をしてきています。 このような文化センターの使われ方や、開館以来の文化センターの周辺環境が大きく変わったことを捉えて、懇談会報告書では、「音楽・演劇・舞踊・伝統芸能等、演目の特性に合わせた文化センターと区民ホール等との連携」について、提言されています。また、平成22年度には大久保公園シアターパークの開設も予定しており、こうした提言や大久保公園シアターパークの活用方策について検討する中で、劇場としての使われ方についても検討していきます。
59	化芸	新宿区周辺は、東京オペラシティや新国立劇場(渋谷区) も含め、音楽は世界的水準のものが鑑賞できますが、美術 に関しては国際的な展示会を開催できる美術館もなく、立ち 遅れていると思います。音楽と美術の両輪が揃わないと真 の文化芸術振興にはなりません。企業メセナなども大いに 取り込み、もっと大きな視野で考えた方が良いと思います。	ご指摘のとおり、新宿区には、国際的な展示会を開催するような大規模な美術館は基本的になく、区立美術館もありません。一方、文化芸術のすべての分野を区がカバーすることは難しく、懇談会報告書の「はじめに」(1頁)の区長発言にもあるように、「新宿のまちの多彩な力を結集して、「文化芸術創造のまち 新宿』の実現をめざす」ことが今後の取り組みの方向性であると考えています。このような認識の下に、これまでも、東郷青児美術館や区内の文化芸術団体、大学等と連携を進めていますが、今後は、報告書の提言にあるように、韓国文化院や国際交流基金、企業等との連携もさらに深め、美術の分野も含む総合的な文化芸術の振興を図っていきたいと考えています。
60	枛	区立美術館がない、これから建設するのは難しいという話がありますが、本当に造れないものでしょうか。	区では、これまで、区民ギャラリーやギャラリーオーガード みるっく、文化センター、生涯学習館等を区民の方や文化芸術団体の作品発表の場としてきています。また、東郷青児美術館との連携により、区民の美術ガイドボランティアの養成や、休館日を利用した対話型美術鑑賞会などの事業を実施しているほか、東京オペラシティアートギャラリーでも、区内の小・中学校の団体見学についてご協力をいただいています。 懇談会報告書にもあるように、「『私たち』で取り組む文化芸術創造」という考え
	施設		方を基本に置き、文化芸術振興に係る多くの主体が力をあわせて、これからの新宿のまちの文化芸術振興を考えていくことが大切であると考えます。美術館については、区立施設として新設するのではなく、今後も、区内の美術館等の協力を得ながら、この分野の振興を図っていくことが大切であると考えています。
61	文化芸術施設	新宿駅西口は、東口に比べて文化施設が希薄です。映画館はないし、ホールや劇場もとても少ないと思います。	新宿駅西口は、かつては広大な淀橋浄水場が広がり、本格的な都市開発は戦後の副都心計画以降のことでした。戦前から映画館や劇場等が集積していた東口と比べ、文化施設が少ないのは、このようなまちの歴史も影響していると考えられます。しかし現在、西新宿には日本を代表する文化街区である東京オペラシティや、様々な文化芸術団体が活動する芸能花伝舎などがあり、多彩な活動を展開されている地域の一つであると考えています。
62	国際 · 多文化	レフカダ市・ミッテ区・東城区など、海外の友好提携都市と も文化的な交流を進めていくべきではないでしょうか。	区では、これまで海外の友好提携都市と子どもたちの作品交流や使節の交換派遣等を通して、文化的交流を進めてきています。また、区の人口の一割を超えるに至った外国人区民の方々との交流についても、国際理解講座等、様々な施策を行ってきたところです。懇談会報告書では、「異なる歴史・文化を分かり合い、国際理解を深め、多文化共生の出発点となるもの」(11頁)との文化芸術振興の基本的な考え方をまとめていただきました。こうした報告書の考え方を基本に置きながら、今後も引き続き友好都市との文化交流を進めてまいります。
63	3	文化芸術分野での日仏学院との国際交流等の取り組みについては、一般的には、ほとんど知られていません。また、地域に住む芸術家は、まちの文化イベントなどに積極的に協力してくれる人もいます。そういう潜在的な力をうまく使っていくような、きめ細かい掘り起こしが必要です。上手にコーディネートできる柔軟な人材がいると良いと思います。	懇談会報告書では、区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団等、多様な主体をつなぎ、コーディネートやネットワーク化を図ることの大切さが、繰り返し、述べられています。そして、区や財団の役割・責務として、各主体のコーディネートやネットワーク化を進めることが求められています(39頁)。現在、区の各部課や特別出張所等には、様々な地域人材や文化芸術団体の情報がストックされていますが、こうした情報を重層的なつながりの中で、コーディネートできる人材の育成や仕組みづくりを進めていきたいと考えています。
64	国際・多文化	多文化共生の取り組みについて、現在、区は多文化共生プラザを運営していますが、財団統合後はどのようになるのでしょうか。人口の約一割を外国人が占める新宿区は、その特色を生かし、在日公館などとも連携して国際交流を積極的に行うべきだと思います。【2件】	また、文化芸術振興基本条例の第15条では、文化芸術活動を通した多文化理解の増進に関する規定を置〈予定で、懇談会報告書で提言された韓国文化院や国際交流基金等との連携も深め、今後の事業を展開していきたいと考えています。
65	- 名	若松地区では、国際子ども音楽祭を開催していますが、近年は学校どおしの交流がしに〈〈なってきています。外国人が増える中、文化の違いから摩擦が起きるようになっていますが、子どもの頃から理解を深めていれば、このような傾向も緩和できるのでは。	新宿区では、各特別出張所単位で、地域との連携による様々な取り組みが行われています。国際交流に関するものでは、例えば大久保地区で「大久保アジアの祭り」のようなイベントも開催されています。今後は、このような各地区の取り組みをつなげ、さらに顕在化していくような試みが必要だと考えています。懇談会報告書では、コーディネートとネットワークの重要性が述べられており、そのような仕組みづくりを進めていきたいと考えています。
66		す。期待しています。条例の制定後、具体的にどのような変化があるのか、関心をもって見守りたいと思います。	この懇談会報告書は、公募区民・文化芸術団体・学校・企業・学識経験者等、文化芸術に関わる多様な担い手が、多くの区民や文化芸術団体等の意見を聞き、様々な区内の文化芸術施設を訪れ、検討を重ねる中で、取りまとめられたものです。区としては、こうした報告書について、しっかりと受け留め、着実に取り組んでいきたいと考えています。また、文化芸術振興基本条例の制定後、条例に規定する文化芸術振興会議を速やかに設置し、この会議を通して、文化芸術の振興に関する施策が総合的かつ持続的に行われるよう、懇談会報告書と提言の実現に向けた取り組みについて、検討してまいります。

67	そのの支術の組つてで	区民であっても、ただ住んでいるだけで、区民意識や区との接点が希薄でした。文化芸術振興を柱とした施策は素晴 しいと思います。住んでいて良かったという気持ちになれば、 区政の動きが自分のこととして感じられて良いと思います。	この条例が施行されることにより、区民・文化芸術団体・企業・学校・行政・財団や観客として新宿を訪れる人たちが、文化芸術を通して様々な形でつながっていくことを目指していきたいと考えています。その意味で、条例制定はゴールではなくスタートであると捉えています。また、条例施行後は、リーフレットやイベントなどにより、しっかりと周知を図るとともに、文化芸術振興会議を通して、文化芸術の振興に関する施策が総合的かつ持続的に行われるような取り組みを進めていきたいと考えています。
68	の文化芸術振	区内で多数展開されている様々な文化芸術の振興を、果して区民だけでできるのでしょうか。新宿駅の一日の平均乗降客が約352万人という説明がありましたが、こういう来街者も含めて考える必要もあるのではないでしょうか。	新宿のまちの文化芸術を育てていくためには、文化芸術活動を行う各主体そのものの活動が大切ですが、このこととあわせて観客等として新宿のまちに集う者、新宿のまちの文化芸術を支援する者等の存在も欠かせないと考えます。懇談会報告書についても、そのような視点からまとめられているものであり、区としても、こうした視点を踏まえつつ、これからの文化芸術施策を推進していきたいと考えています。
69	その今文術の数になって	区内の大学との連携も重視していくべきです。早稲田大学 等は、様々な文化芸術を牽引してきました。また、学生のま ち高田馬場の形成にも大き〈影響しています。	新宿区では、区内の早稲田大学・東京富士大学・目白大学と、特定のテーマについて共同研究または連携を行っており、また学習院女子大学や東放学園とも共同でイベント等を実施しています。懇談会報告書では、「大学や専修学校等の持つ特性を活かした文化交流や地域連携事業を充実する」ことが提言されており(26頁)、今後も、まちの持つ地域性も考慮しつつ、連携を深めていきたいと考えています。
70		観る者と演じる者の関係、プロとアマチュアの関係などについて、どのように考えますか。地域とプロのネットワークの構築などについては、意義のあることだと思いますが。【2件】	ご意見としていただいた観客と演者との関係については、懇談会報告書にもあるように、新宿を訪れる観客も区の文化芸術振興には欠かせない存在として捉え、これからの文化芸術振興にあたっての考え方を整理していただきました(12頁)。また、条例の中でも、「私たち区民」に含まれるものとして規定していきたいと考えています。 プロとアマの関係等については、報告書では、「プロ・アマ連携による舞台芸術等の創造」や、「プロによるアマチュア活動の指導」等について推進すべきとの提言が盛り込まれています(26~27頁)。この報告書は条例と対をなすものでり、いただいた提言については、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。
71	そ他今の化術興取組にい	企業の責務について触れていますが(39頁)、今後どのような働きかけをしていくのですか。	懇談会では、今日、企業が社会貢献の一環として支援するのは子育て支援と 環境の分野が多くを占めるとの意見もありました。企業の文化芸術に対するアプローチとしては、子育て支援や環境と文化芸術を関連づけた企画を検討していく ことも考えられると思いますし、後援・共催事業や実行委員会形式により、企業も 関与する文化芸術事業に区が関わっていくこともできると考えています。 企業に対しては、条例の普及啓発と併せて、このような視点からの働きかけを 行うとともに、行政と企業、そしてまちをつなげていくようなコーディネートを、区や 財団が中心となってしっかりやっていきたいと考えています。
72	今後 の 化 術 興 の	東京オペラシティ街区は、新国立劇場も含め、国際的な芸術文化センターだと思いますが、残念ながらそういう認識がない。世界各国の著名演奏家が出演し、企業や人の集積もある、とても有望な文化芸術資源だと思います。新国立劇場は渋谷区ですが、区として依頼すれば様々な連携が図れるのではないでしょうか。	新国立劇場も含めた東京オペラシティ街区については、懇談会でも文化芸術団体代表の委員から同様の意見があり、文化施設と企業が集積するオペラシティは文化芸術資源として重要であること、オペラシティ街区に属しながら渋谷区域である新国立劇場との連携が希薄であること、観客としてまちを訪れる人たちに区の境界は関係ないことなどが指摘されました(98頁)。このような意見を踏まえ、区内の文化芸術施設のネットワーク化を進める中で、新国立劇場も含むオペラシティ街区についても取り込んでいきたいと考えています。
73	そ他今の化術	「文化創造産業の育成に関する提言」も提出されましたが、染色業等については、どのように考えていますか。地場産業など既存の産業と、新しい産業を併せて育成していくべきだと思うのですが。	染色業については、区としては、これまでも貴重な文化観光資源の一つとして 捉え、「新宿ミニ博物館」や「文化体験プログラム」、「BIZタウンネット」や「観光パ ンフレット」、「新宿ぶらり散歩塾」等で取り上げ、積極的に発信してきています。ま た、懇談会報告書でも、「まちの記憶」の一つとして捉え(14頁)、その活用や継承 について、アーカイブ、フィールドミュージアム、まち歩きでの紹介等の提言(17頁) がなされており、提言実現に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えていま **文化創造産業の振興といった点からは、これまで、染色業については、地場の
	興取組にいて		産業として、友好提携都市や東京マラソンへの出店等への支援を行ってきている ほか、新宿ものづくりマイスター「技の名匠」として認定する等、様々な支援を行っ てきています。また、新しい産業の育成については、文化創造産業育成委員会の 報告書では、「ディスプレイ性を活かす」、「場と仕組みづくり」、「情報の発信」と いった視点から提言がまとめられましたので、こうした点も踏まえ、育成・支援を 行っていきたいと考えています。
74	そ他今の化術興取	日本のアニメは世界的評価があります。文化芸術とアニメ の位置づけについてどのように考えていますか。みんなで支 えて伸ばしていくことも必要なのではないでしょうか。	新宿区では、手塚治虫・やなせたかし・赤塚不二夫など著名な漫画家が創作活動を行ってきており、区の未来特使としての鉄腕アトム、子どもを対象とした交通安全・防犯ビデオへの新宿シンちゃん、新宿応援セールへの天オバカボン等、区の事業に協力していただいています。マンガやアニメは文化芸術の大切な分野であると考えていますので、現在、検討な進れている。
	組み につ いて	「歌舞伎町ルネッサンス」についても、地域文化や伝統文	討を進めている新中央図書館等基本計画策定委員会の中でのマンガやアニメの 取り扱いや、区の様々な事業の中でのより積極的な活用について検討していき たいと考えています。 平成17年1月からスタートした「歌舞伎町ルネッサンス」については、新たな文化
75	の文化芸術振	化といった視点から見ることができないでしょうか。 町名の由来となりながら結局開設に至らなかった歌舞伎劇場を、今こそまちの目玉としてつくるべきではないでしょうか。	創造、アメニティ空間の創出、誰もが安心して楽しめるまち、という目標を掲げ、歌舞伎町の新たな魅力を発信していこうとするものです。 ご意見については、今後の「歌舞伎町ルネッサンス」の参考とさせていただきます。

4 今後の進め方

- (1) パブリック・コメントにより、条例については18件の意見があったが、上記3に示す区の考え方のとおり、「条例として定めていく内容(原案)」に関して特段の修正は行わず、条例の制定に向けた作業を進めるものとする。
- (2) 今後は、総務課文書法制係とともに条例案の作成を行い、平成22年4月1日の施行を目指して、平成22年第1回定例会への議案提出、審議に向けた事務手続きを進めていく。

5 参考資料

・新宿区文化芸術振興基本条例の制定にあたって皆さんの意見をお寄せください。(パブリック・コメント)